

○安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例

平成20年 6 月24日

逗子市条例第12号

改正 平成22年 6 月15日 条例第 9 号

平成24年 7 月 5 日 条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、海岸区域に近接して住宅が密集する逗子海岸の地域的な特性にかんがみ、逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸の利用に関して事業者、利用者及び市の責務を明らかにすることにより、安全で快適な逗子海水浴場の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 逗子海水浴場 市が神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第9条第1項の規定による許可を受けて逗子市新宿1丁目2256番18地先から5丁目1880番9地先に至る区域の海岸（この条例において「逗子海岸」という。）に設置する海水浴場をいう。
- (2) 事業者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸において海の家等の経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 利用者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸を利用する団体又は個人であつて、事業者以外の者をいう。

（平22条例9・一部改正）

(市の責務)

第3条 市は、安全で快適な逗子海水浴場の確保のため、関係機関及び関係団体との協力体制の確立、逗子海岸の利用及び逗子海水浴場の運営に関して定めたルール（以下「ルール」という。）の周知徹底並びに事業者に対する意識の啓発に努め、逗子海水浴場を良好な状態において管理し、設置目的に応じた運営をしなければならない。

2 市は、ルールの策定及び改訂に当たっては、事業者を除く関係機関、関係団体及び市民との協議の場を設け、その意見を尊重し、ルールに反映することに努めなければならない。

(平24条例21・全改)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、安全で快適な逗子海水浴場の確保及び近隣住民の生活環境の保全のため、逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸において、ルールを遵守するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(平24条例21・追加)

(利用者の責務)

第5条 利用者は、他の利用者の妨げとならないよう配慮して逗子海岸を利用するとともに、逗子海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、ルールを遵守しなければならない。

(平24条例21・一部改正)

(指導及び勧告)

第6条 市長は、第4条の規定に違反した事業者について、必要な指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、是正のための必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、第5条の規定に違反した利用者について、必要な指導をすることができる。

(平24条例21・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、海水浴場開設期間、海の家営業時間等必要な事項は、規則で定める。

(平24条例21・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月15日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月5日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。